（特定特殊自動車技術基準の適用関係）

第14条　軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、第７条第１項第２号の規定にかかわらず、細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造を有する特定特殊自動車にあっては、当該特定原動機の負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定特殊自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定特殊自動車の種別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないもので、かつ、第12条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入される特定特殊自動車（以下「輸入特定特殊自動車」という。）にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。）前に法第10条第１項の規定により届出された場合に限り、法第11条第１項の規定に適合するものとすることができる。

特定特殊自動車の種別	黒　煙
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	40%
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	35%
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	30%
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機を備えた特定特殊自動車	25%

２　法第17条第１項ただし書の規定による確認を行う場合において、軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたもののうち、第12条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる日前に製作等をしたものは、第７条第１項第２号の規定にかかわらず、前項の条件を満たすものであれば、規則第11条第１項第２号の基準に適合するものとする。

３　法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたもののうち、その搭載される特定原動機が第12条第３項の規定の適用を受けるものは、第７条第１項第２号の規定にかかわらず、第１項の条件を満たすものであれば、規則第11条第１項第２号の基準に適合するものとする。

（適用日以後の型式届出特定特殊自動車に係る技術基準の適用関係）

第15条　軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、第12条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入特定特殊自動車にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。）以後に、法第10条第１項の規定により届出される場合においては、第７条第１項第２号の規定に適合し、かつ、その搭載される型式指定特定原動機は、第２条第１項第２号又は第６条の規定に適合しなければならない。

２　軽油を燃料とする型式届出特定特殊自動車であって、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日以後に製作等をしたものは、第７条第１項第２号の規定に適合し、かつ、その搭載される型式指定特定原動機は、第２条第１項第２号又は第６条の規定に適合しなければならない。

定　格　出　力	適　用　日
19kW以上37kW未満	平成27年９月１日
37kW以上56kW未満	平成26年11月１日
56kW以上75kW未満	平成26年４月１日
75kW以上130kW未満	平成25年11月１日
130kW以上560kW未満	平成25年４月１日

（少数生産車の基準の細目の適用関係）

第16条　軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、第９条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に該当し、かつ、第12条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に少数生産車の承認を受ける場合に限り、規則第18条第１項第２号ロの規定により承認を受けた少数生産車とすることができる。

定　格　出　力	同等とみなす基準
19kW以上37kW未満	Tier２、Stage III A
37kW以上560kW未満	Tier３、Stage III A

備考

１　Tier２及びTier３は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter１ Part89に規定する基準をいう。

２　Stage III Aは、97／68／ＥＣ及びその改定指令に規定する基準をいう。

第八条中の表を次のように改め、同条を第九条とする。

定　格　出　力	同等とみなす基準
19kW以上37kW未満	Tier４
37kW以上56kW未満	Tier４、Stage III B
56kW以上560kW未満	Interim Tier４、Stage III B

備考

１　Interim Tier４及びTier４は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter１ Part1039（以下「Part1039」という。）に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。

イ　Part1039の§1039.102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準

ロ　Part1039のSubpart Hに規定するthe averaging, banking, and trading program（以下「ABT program」という。）を適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となるthe family emission limit for the engine familyの基準

２　Stage III Bは、97／68／ＥＣ及びその改定指令に規定する基準をいう。

第七条の次に次の１条を加える。

（基準適合表示の様式の細目）

第８条　規則第16条第１項第２号に規定する様式第８の２に表示する年は、同様式に定める表示を付する特定特殊自動車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず、2011年とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。